

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年3月6日 07時00分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市水島港 水島港西1号防波堤灯台から真方位055°1.4海里付近 (概位 北緯34°28.9' 東経133°45.4')
事故の概要	液体化学薬品ばら積船明翔丸は、着岸作業中、機関員が係船索とフェアリーダーとの間に挟まれて負傷した。
事故調査の経過	令和5年4月25日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	液体化学薬品ばら積船 明翔丸、596トン 143630、明和海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 機関長、四級（機関）（機関限定） 機関員、四級（機関）（履歴限定）（機関限定）
負傷者	軽傷 1人（機関員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長ほか6人が乗り組み、化学薬品を積み込む目的で、水島港に出船左舷着けで着岸作業中、右舷船尾から化学繊維製のスタンライン（以下「本件ライン」という。）を岸壁のビット（係船柱）に取った。 船尾配置についていた機関員は、余分に繰り出した本件ラインをホーサードラムに巻き取るため、コイルダウン（ロープ類を円形に積み重ねること）された本件ラインが置かれている右舷側係船機（以下「本件係船機」という。）の船尾側で、本件係船機の船首側にいる機関長に巻き取り開始の合図を送った。 機関長は、機関員からの合図を受け、操作レバーを使用して本件ラインの巻き取りを開始した。 機関員は、本件係船機の船尾側で本件係船機の方を向き、かがんだ姿勢で本件ラインがホーサードラム内で偏らないように手で巻取り位置を調整していたところ、コイルダウンしていた本件ラインの中に左足首が入って絡まり、船尾方に引っ張られていることに気付いた。 機関員は、機関長に巻き取りを止めるように声を出した直後、そのまま右舷船尾のフェアリーダー（以下「本件フェアリーダー」という。）に向かって引っ張られ、左足首が本件ラインと本件フェアリー

ダーとの間に挟まれた。

機関長は、機関員の声聞いて直ちに巻き取りを止めて船尾方向かい、倒れている機関員を発見して救出した。

機関員は、救急車で病院に搬送されて左足関節内^か顆骨折と診断された。

機関長からは、本件係船機によって死角となり、かがんだ姿勢で巻取り位置を調整している機関員の姿は見えなかった。

機関長及び機関員は、岸壁のビットに取った本件ラインが海上を漂っており、いずれ本船のプロペラに巻き込まれるおそれがあったので、本件ラインをなるべく急いで巻き取りたいとそれぞれ思っており、機関長は本件係船機を最大の速度で巻いていた。

機関員は、急いで作業をする中、無意識のうちにコイルダウンしていた本件ラインの中に左足が入ってしまったと本事故後に思った。

(図参照)

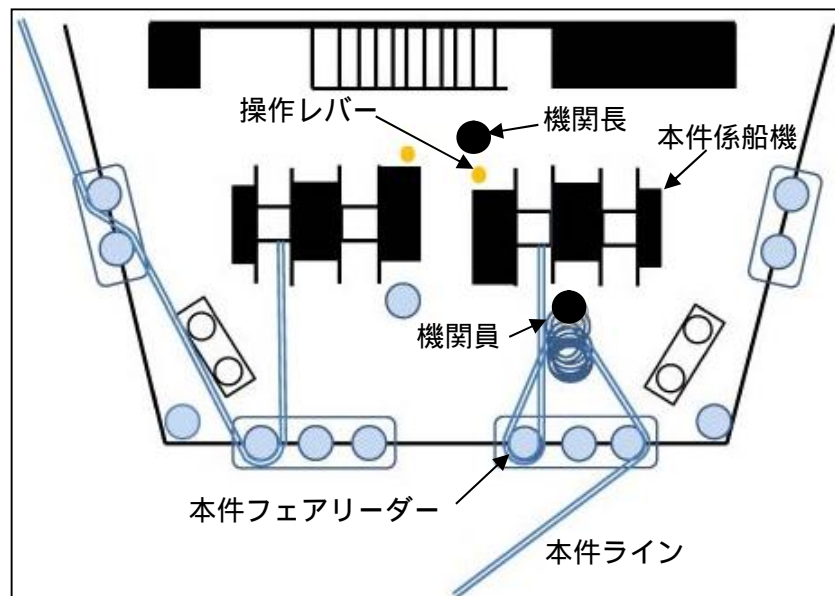


図 船尾の状況

分析

機関員は、本船が着岸作業中、余分に繰り出した本件ラインを本件係船機により巻き取る作業において、本件係船機の船尾側で本件ラインの巻取り位置を調整していた際、甲板上にコイルダウンされた本件ラインの中に左足が入っていることに気付かなかったことから、本件ラインが巻き取られ続けて左足首に絡まり、右舷船尾に引かれて本件ラインと本件フェアリーダーとの間に挟まれて負傷したものと考えられる。

原因

本事故は、本船が着岸作業中、機関員が、余分に繰り出した本件ラインを本件係船機により巻き取る作業において、本件係船機の船尾側で本件ラインの巻取り位置を調整していた際、甲板上にコイルダウンされた本件ラインの中に左足が入っていることに気付かなかったため、本件ラインが巻き取られ続けて左足首に絡まり、右舷船尾に引か

	れて本件ラインと本件フェアリーダーとの間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 着岸作業に当たる乗組員は、動索付近では常に足下に注意を払いながら作業を行うこと。